

「文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議」からの意見

【資料第2号 別紙1】

No	章	節	項	行動計画（案）旧	修正コメント	行動計画（案）新	予防対策課コメント
13	第1章 実施体制	第1節 準備期	1-3 体制整備・強化	⑨区は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。特に保健所は、国やJ IHSの研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。【総務部、保健衛生部、関係部】	区内には高度医療機関や大学が多くあり、それらとの連携を活かして人材育成を進めることができるアドバンテージがあります。そこで、2つめの文章を以下のように修正することを提案します。 「特に保健所は、国やJ IHSの研修等を積極的に活用しつつ、区内の医療機関・教育機関とも連携しながら、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。」	区は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。特に保健所は、国やJ IHSの研修等を積極的に活用しつつ、区内の医療機関・教育機関とも連携しながら、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。	ご提案どおりに修正しています。
24	第1章 実施体制	第2節 初動期	2-1-1 国内外の感染症情報収集等	区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を、東京都健康安全研究センター、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、検疫所等から速やかに収集・分析し、その結果を危機管理部門等と共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供する。あわせて、都の感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの活用などにより、感染症指定医療機関、保健所等との間で速やかに情報の共有を図る。【保健衛生部】	区内の大学や病院も情報収集を進めている可能性が高く、その収集・分析も加えてはいかがでしょうか。修正案を以下に提示します。 「検疫所等から」→「検疫所、区内の専門機関等から」	区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を、東京都健康安全研究センター、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、検疫所、区内の専門機関等から速やかに収集・分析し、その結果を危機管理部門等と共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供する。あわせて、都の感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの活用などにより、感染症指定医療機関、保健所等との間で速やかに情報の共有を図る。【保健衛生部】	ご提案どおりに修正しています。
50	第2章 情報収集・分析	第1節 準備期	1-1 実施体制	区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から国や都の通知やコメント会議等を通じて収集するとともに、区ホームページやSNSを活用し、収集した情報を区民や医療機関に対して発信する。【保健衛生部】	(1) コメントーター会議という言葉は一般手金ではありません。(2) SNS→SNS等の方が良いと思います。(区民にはポスター・チラシ、医療機関へはメールなども含むため)	区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【保健衛生部】	東京都の指摘により記載を変更しています。
51	第2章 情報収集・分析	第1節 準備期	1-2 人員の確保	区は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、保健所の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。【総務部、企画政策部、関係部】	文京区は医療資源が豊富であり、検査についても区内医療機関の協力を得られる可能性があります。したがって、保健所の人員のみならず、協力体制を事前に構築し、有事には各機関との連携を含めた検査体制への移行を進めてはどうでしょうか。	区は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、保健所の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材や 協力体制を得られる区内医療機関 等を含め検討する。【総務部、企画政策部、関係部】	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。
53	第2章 情報収集・分析	第2節 初動期	2-1 実施体制	①区は国や都からの情報提供を通じて、新型インフルエンザ等関連情報を入手した場合は、危機管理室及び保健衛生部で情報共有を図る。【総務部、保健衛生部】	国や都のみならず、区内専門機関との情報交換の可能な体制を平時から構築しておくことが望ましいと考えます。	案のまま	平時の体制はNo50、初動期はNo55にてご指摘の内容を包含していると考えます。 【参考】No55 ③区は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析を行い、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や地区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【保健衛生部】
63	第2章 情報収集・分析	第3節 対応期	3-1 実施体制	区は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J IHS、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都等と共有するとともに、区民や医療機関等へ提供する。【保健衛生部】	区内の大学や病院も情報収集を進めている可能性が高く、その収集・分析も加えてはいかがでしょうか。修正案を以下に提示します。 「検疫所等から」→「検疫所、区内の専門機関等から」	区は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J IHS、検疫所、区内の専門機関等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都等と共有するとともに、区民や医療機関等へ提供する。【保健衛生部】	ご提案どおりに修正しています。
71	第3章 サーベイランス	第1節 準備期	<目的>	このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。	区内には大学が多く、独自にウイルスの性状や感染症の特徴を検討する能力をもっていると思われます。情報収集の対象に区内の医療機関や教育機関を含めることでリスク評価の精度が高まる期待されます。「あらゆる情報源」に区内専門機関の記載を加えるのはいかがでしょうか。	案のまま	あらゆる情報源ですので、区内専門機関も含んでいると考えております。

No	章	節	項	行動計画(案) 旧	修正コメント	行動計画(案) 新	予防対策課コメント																
83	第3章 サーベイランス	第1節 準備期	1-3 人材育成及び研修の実施	区は、国（国立保健医療科学院を含む。）や都、JIHS等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所の職員を積極的に派遣するとともに、保健所が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。【保健衛生部】	区内の大学や病院との連携による研修充実も加えることを提案します。	区は、 東京都健康安全研究センターにおいて実施している実地疫学調査研修 、国（国立保健医療科学院を含む。）や都、JIHS、 大学病院等 で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所の職員を積極的に派遣するとともに、保健所が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。【保健衛生部】	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。また、東京都からも指摘があった件も追記しています。																
107	第3章 サーベイランス	第3節 対応期	3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	区は、国や都等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、国や都等の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【保健衛生部】	リスク評価の時点で専門家の意見を取り入れることが望ましいと考えます。	区は、国が示す方針を踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【保健衛生部】	東京都の指摘により記載を変更しています。																
112	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節 準備期	<目的>	具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。	感染症に関するリテラシーの向上に加え、感染症患者や医療関係者等に対する忌避や差別が生じないようにすることを明記することを提案します。	具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。また、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、 感染症患者や医療関係者等に対する忌避や差別が生じないよう 、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。																
116	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節 準備期	1-1-1 区における情報提供・共有について	準備期から区民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、区による情報提供・共有について、有用な情報源として区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。【総務部、企画政策部、保健衛生部、関係部】	「地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、」とありますが、わかりやすい情報提供につながる可能性はあるものの必須ではないと思います。また、これらの使用によりメッセージがぶれるリスクもあります。この書きぶりでは必ず使用するようにも読めますが、このフレーズがなくとも文意は十分に伝わります。このフレーズは削除することを提案します。 計画立案においては、リスクコミュニケーションの専門家に参画していただく必要があると考えます。もしまだ含まれていないようであればご検討いただきたいと思います。	準備期から区民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、区による情報提供・共有について、有用な情報源として区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。また、 地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。 【総務部、企画政策部、保健衛生部、関係部】	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。																
119	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節 準備期	1-1-1 区における情報提供・共有について	【情報提供・共有の形態及び方法】 <table border="1"><thead><tr><th>形態</th><th>方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 直接的な提供・共有</td><td>記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）</td></tr><tr><td>B メディア等を通じた広告・提供・共有</td><td>新聞等広告 インターネット広告 電子看板、街頭ビジョン テレビCM ラジオCM 回数券、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （＊）</td></tr><tr><td>C 間接的な提供・共有</td><td>民生委員等を通じた情報提供・共有（＊） 公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス 防災行政無線（＊）</td></tr></tbody></table>	形態	方法	A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）	B メディア等を通じた広告・提供・共有	新聞等広告 インターネット広告 電子看板、街頭ビジョン テレビCM ラジオCM 回数券、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （＊）	C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（＊） 公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス 防災行政無線（＊）	文京区に限った広報が困難だと思います。現実的に可能なのでしょうか。 文京区に存在しない空港の記載も不自然です。 文京区が実際に行うことが可能な形での記載にすべきと考えます。	【情報提供・共有の形態及び方法】 <table border="1"><thead><tr><th>形態</th><th>方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 直接的な提供・共有</td><td>記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）</td></tr><tr><td>B メディア等を通じた広告・提供・共有</td><td>CATV 区報 区民ひろばマルチビジョン 回数券、掲示板、B-ぐる車内広告</td></tr><tr><td>C 間接的な提供・共有</td><td>民生委員等を通じた情報提供・共有 防災行政無線</td></tr></tbody></table>	形態	方法	A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）	B メディア等を通じた広告・提供・共有	CATV 区報 区民ひろばマルチビジョン 回数券、掲示板、B-ぐる車内広告	C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有 防災行政無線	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。
形態	方法																						
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）																						
B メディア等を通じた広告・提供・共有	新聞等広告 インターネット広告 電子看板、街頭ビジョン テレビCM ラジオCM 回数券、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （＊）																						
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（＊） 公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス 防災行政無線（＊）																						
形態	方法																						
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング ホームページ リーフレット、パンフレット、ポスター SNS（文字ベースのもの） SNS（動画ベースのもの）																						
B メディア等を通じた広告・提供・共有	CATV 区報 区民ひろばマルチビジョン 回数券、掲示板、B-ぐる車内広告																						
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有 防災行政無線																						

No	章	節	項	行動計画（案）旧	修正コメント	行動計画（案）新	予防対策課コメント
246	第7章 図クチ ン	第1節 圏備期	1-4-3 住民接種	a 区は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する区民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。【保健衛生部】	新型コロナワイルスワクチン接種においては大学病院が協力しての集団接種が行われました（東京ドーム）。連携先として地域医師会に加え、「地域の医療機関」など、先の経験を踏まえた対応を可能とする記載を入れることを提案します。	a 区は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する区民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会及び大学病院等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。【保健衛生部】	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。
276	第7章 図クチ ン	第2節 初動期	2-3-1 特定接種	接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び区は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【保健衛生部】	この部分は「国、都及び区は」という表現で大丈夫でしょうか。	接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び区は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【保健衛生部】	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。
365	第8章 医療	第3節 対応期	3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等	②新型コロナウイルス感染症流行時は、都は、入院調整本部を設置し、保健所からの依頼を受け、東京DMATの医師等の協力を得て、患者の重症度、基礎疾患の有無、住所地等に応じた入院先医療機関の調整を広域的に実施した。また、夜間入院調整窓口を設置し、日中・夜間における切れ目のない入院調整体制を整備した。入院調整に当たっては、国が新型コロナ対応において導入した感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の情報を活用するほか、都独自に、保健所や医療機関と情報共有可能な「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MITS）」を導入し、患者情報や受け入れ可能病床等の情報を一元的に管理し、入院調整を実施した。さらに、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた療養環境を提供するため、転院支援班を設置し、症状が改善した軽症・中等症患者を受け入れる医療機関への転院や、療養期間が終了した患者の回復期支援病院への転院調整を実施するとともに、病院間で転院調整を行った場合の患者搬送を支援した。	過去の経験を記載するのではなく、計画を記載する必要があるのではないか。	案のまま	参考事例として過去の記載も必要と考えております。
371	第8章 医療	第3節 対応期	3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等	①区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健衛生部】	No363の文章とほぼ同じで、異なっているのは<協定締結医療機関>と<流行初期医療確保措置協定締結医療機関>という用語の違いのみですが、何か意図することがあるのでしょうか。	案のまま	都の行動計画を参考にしていますが、都の計画では<協定締結医療機関>と<流行初期医療確保措置協定締結医療機関>を分けて記載しており、No363は流行初期の対応のためそのまま使用しています。 (参考 都行動計画 1-1-3 病床確保を行う協定締結医療機関(第一種協定指定医療機関)) 病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措

No	章	節	項	行動計画（案）旧	修正コメント	行動計画（案）新	予防対策課コメント
373	第8章 医療	第3節 対応期	3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等	③新型コロナの感染拡大時においては、自宅療養者の生活支援として、都が開設した自宅療養サポートセンター等を通じて、配食サービス支援やパルスオキシメーターの貸与など、療養期間中に外出しなくても生活できる環境が整備された。区でも、自宅療養者に対し、パルスオキシメーターの貸与や区内の協力店が食品や生活必需品等の宅配を行う「文京ソコヂカラおたすけ便」等により、生活支援を行った。新型インフルエンザ等感染症の発生時においては、迅速に民間事業者への委託を行い、効率的、効果的に生活支援等を行う体制を確保するとともに、関係団体とも連携していく。【保健衛生部】	過去の経験を記載するのではなく、計画を記載する必要があるのではないかでしょうか。	案のまま	参考事例として過去の記載も必要と考えております。
374	第8章 医療	第3節 対応期	3-2-2-2 相談センターの強化	上記3-2-1-2の取組を継続して行うとともに、新型コロナの感染拡大時には区では、都のフォローアップセンターや診断・検査を行った医療機関等において健康観察の対象となる自宅療養者に対し、療養終了日まで適切な健康観察を行うとともに、業務委託により往診を行った高齢者施設等の療養者に対する健康観察を実施する体制を独自に構築した。 新型インフルエンザ等感染症の流行時においても、新型コロナの対応を踏まえ、自宅療養者や高齢者施設、障害者施設の療養者の健康観察については、医療機関との連携や民間事業者への委託等により、適切に健康観察を行い、療養中の体調悪化の際には直ちに相談できる体制を構築する。また、医療機関をはじめ、療養中の相談先については、区民に分かりやすく周知を図るよう取り組む。【保健衛生部】	①過去の経験を記載するのではなく、計画を記載する必要があるのではないかでしょうか。 ②<上記3-2-1の取組を継続して行う>という記載がありますが、No373の文章には、配色サービス支援やパルスオキシメーターの貸与が記載されています。そその取組を継続するというようにミスリードされないでしょうか。なお、公的文章なので<新型コロナ>という表現はできるだけ避けて、<新型コロナウイルス感染症>と表記すべきだと思います。	上記3-2-1-2の取組を継続して行う。【保健衛生部】	東京都の指摘により記載を変更しています。
375	第8章 医療	第3節 対応期	3-2-2-3 病原体の性状等に応じた対応	①新型コロナウイルス感染症流行時に、都は、施設内療養体制の強化とともに、標準予防策等に基づく感染症対応力の向上を支援するため、専用相談窓口の設置及び感染対策を実地で指導助言する要員（即応支援チーム）の派遣を実施し、区は、この仕組みを活用して、施設における感染症対応力の向上を支援した。また、区は、独自に高齢者施設等への往診等を行うことにより療養者の早期治療に取り組み、陽性者の重症化を防止するとともに、医療提供体制のひっ迫を抑制する環境を整備した。	過去の経験を記載するのではなく、計画を記載する必要があるのではないかでしょうか。	案のまま	参考事例として過去の記載も必要と考えております。
381	第9章 治療薬・治療法	第1節 準備期	<目的>	新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国やJ I H Sと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。	文京区には最新の情報が入りやすい大学病院や駒込病院があります。それらとの情報共有体制の構築は、迅速かつ精度の高い情報の収集とリスク評価につながると考えます。これらを含める形に修正することを提案します。	新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国やJ I H S、専門機関等と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。	ご指摘を踏まえ記載を変更しています。
444	第11章 保健	第1節 準備期	1-3-1 研修・訓練等の実施	②区は国やJ I H S、東京都、東京都健康安全研究センター等が行う、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、I H E A T要員に係る研修の実施等に参加し、区の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【保健衛生部】	区内の専門機関（大学等）との協力も盛り込むことを提案します。	②区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健衛生部】	東京都の指摘により記載を変更しています。